

【重要】業務上横領行為と刑事責任と民事責任について

2026 年 9 月 5 日

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は「おたからや」チェーンの運営に多大なるご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

誠に遺憾ではございますが、この度一部の加盟店において、お客様から「お買取り・お預かり」した大切なお品物を「紛失・横領」をしたという事例が発覚しました。

このような行為は、お客様からの信頼を著しく失墜させるだけでなく、ブランド全体の信用を毀損し、健全に運営されている他すべての加盟店様の営業にも多大な悪影響を及ぼす断じて許されない行為です。

本部といたしましては、再発防止に向けた指導・管理体制の強化を進めてまいります。

改めて下記内容を見返してご理解いただくようお願いいたします。

■業務上横領とは：業務上会社から預かって管理している金品を自分ものにすること。

(1)刑事責任と刑事罰

警察から横領を疑われている場合には、捜逮捕・勾留・取調べを受けたりします。

また、起訴されて裁判となり横領の事実が認められれば刑事罰が課されることになります。

業務上横領罪については、10 年以下の懲役刑が定められています(刑法第 253 条)。

これは、業務とは無関係の横領について成立する単純横領罪よりも重い法定刑になっています。

○業務上横領罪の量刑の目安

被害金額 100 万円以下：執行猶予

被害金額 500 万円：2 年の実刑

被害金額 1000 万円：2 年 6 か月の実刑

被害金額 3000 万円：3 年の実刑

(2)民事責任と損害賠償請求

横領行為は刑事上の業務上横領罪に該当するとともに、民事上の不法行為にもあたります。

したがって、被害会社は横領した者に民事訴訟を提起し、横領された金銭相当額の損害賠償を求めることが可能です。

損害の賠償を命じる判決が出され、それでも賠償をしなければ転職先の給与や不動産などの財産を差し押さえられることもあります。

■横領発覚後の賠償責任について

(1)身元保証人について

身元保証人には、本人が会社に損害を与えた場合にそれを賠償する義務があります。

つまり本人が横領をした場合には、身元保証人にも返済の義務が生じるということです。

(2)自己破産しても賠償責任は残る

横領したお金を全額使った場合やお金を用意できない場合、自己破産してしまえば逃げることができるのでは?と考える方もいるでしょう。自己破産しても横領などの「悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」については、免責されないのです(破産法第 253 条 1 項 2 号)。

そのため自己破産をして借金の返済を免れたとしても、横領したことにより生じた損害の賠償責任は負う必要があります。

■横領後の人生とは?

(1)懲戒解雇

労働契約法 16 条で、横領行為があれば、懲戒解雇・普通解雇は当然認められます。

金額が、少額な場合でも犯罪行為に当たるうえ、会社に対する重大な背信行為と言えますから、懲戒解雇の対象となります。

(2)転職の難しさ

横領行為で逮捕歴があり、裁判で有罪が確定したことがある場合は履歴書の賞罰欄に「罰」として書かなければなりません。

懲戒解雇の事実を転職先に伝えなかった場合ですが、一般的な会社の就業規則には「重要な経歴を詐称」した場合の項目が定めてあり、事実が明らかになった時点で懲戒解雇の処分をくだされてしまうことがあります。

また、企業は前職調査・職歴調査で以前勤めていた会社でどのような労働者だったかをリサーチすることもありますし、横領で新聞や雑誌に記事として取り上げられた場合、古い記事だとしても新聞・雑誌記事横断検索などで検索も可能です。

■まとめ

横領行為は、発覚するまで何度も繰り返す人がいます。

刑事責任・民事責任を負うだけでなく、今後の人生、そして家族・店舗・会社・おたからやに携わる全ての人に迷惑をかける行為です。

自分の身を守る為にも、誤解される行為、横領は絶対にやめてください。

また、オーナー様・事業責任者様は部下に横領行為をさせない管理・運営を心掛けるようお願い申し上げます。

敬具

2026年9月5日

株式会社いーふらん

執行役員

FC事業本部 加盟店開発営業部

部長代行 松村 翔大